

○ 実施方針策定趣旨

地域包括支援センターにおける運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑な実施に資することを目的として策定する。

○ 地域包括支援センターの設置目的

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置するものである。」（介護保険法第115条の45）

○ 設置主体

宇都宮市は、地域包括支援センターの設置責任主体として、地域包括支援センターの設置目的を達成するために体制整備等に努め、その運営について指導・監督していく。  
具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組方針について、宇都宮市と地域包括支援センターが共通認識のもと、共同して適正な運営に努める。

運営上の基本的な考え方

【地域性の視点】

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な存在であるために、担当圏域の地域特性や地域の実情を踏まえた事業運営を行う。

【公益性の視点】

介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

【協働性の視点】

センターの職員が、連携・協働の事務体制を構築し、業務を遂行するチームアプローチに心がける。

人と人々が笑顔でつながる地域包括ケアの実現のために、「地域連携の中心的存在に！！」

【成果指標】 地域包括支援センターの認知度 67.2% ⇒ 80.0%（平成26年度 計画(案)の目標値）

1 地域保健・福祉体制の充実

2 介護予防の推進

3 認知症高齢者等対策の充実

4 権利擁護事業の推進

1 地域保健・福祉体制の充実

- ◎ 地域会議を活用した地域ネットワークの充実
- ◎ 関係機関、医療機関等との連携体制づくり
- 地域の社会資源やニーズの把握
- 地域住民への積極的な広報  
出前講座開催、リーフレット等作成
- 地域住民の実態把握
- 相談業務の充実
- 地域の介護支援専門員への支援

2 介護予防の推進

- ◎ 早期の介護予防につなげる  
げんき応援高齢者への事業参加勧奨
- ◎ 地域での介護予防活動への支援  
自主活動グループへの支援、継続した介護予防が行えるよう働きかける
- 介護予防ケアマネジメント  
「個々の高齢者の自立を支援する」ことを念頭に置いたケアマネジメント

3 認知症高齢者等対策の充実

- ◎ 認知症サポーター養成講座の開催
- ◎ 認知症予防の推進  
介護予防の推進と連携して実施
- 認知症の人やその家族を支えるネットワークの充実  
医療、介護、福祉の緊密な連携・協力体制の構築
- 認知症介護者への支援  
家族介護教室の開催など

4 権利擁護事業の推進

- ◎ 権利擁護に関する啓発  
高齢者虐待防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止など
- 高齢者虐待への対応  
地域住民や関係機関との連携により、虐待防止、早期発見に取り組む
- 成年後見制度の周知・理解促進  
制度利用に向けた関係機関の紹介  
親族等の申立が困難な場合、市長申立につなげる